

青森県駐車場維持管理・運営事業募集要項等に関する変更箇所一覧

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	変更箇所	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
1	募集要項	3	第2	1	(5)			エ	(イ)		維持管理業務	災害復旧業務(両駐車場が災害により損傷した場合の復旧)へ変更
2	募集要項	8	第3	1	(2)			ス			応募者の参加資格要件	青森県財務規則について変更
3	募集要項	11	第4	2							公募スケジュール	第2回・第3回募集要項等に関する質問の受付・回答のスケジュールを追加及び基本協定締結の時期を変更
4	要求水準書	9	第3	2	(5)						完成書類作成業務	県による完工確認前に、速やかに下記の図書を完成させることへ変更
5	要求水準書 (別紙1)										大規模修繕工事項目	アスベスト対策の項目を削除
6	事業者選定基準 (別紙 審査の視点)	9									固定納付金	基準額を150,000千円へ変更
7	事業者選定基準 (別紙 審査の視点)	9									「3 施設整備に関する事項 (1)施工計画①」の実績の評価について	類似建物へ第4号を追加
8	様式集										(様式4-7) 施工計画	審査の視点①の記載に類似の建築物として第4号を追加
9	様式集										(様式4-15) 固定納付金	基準額を150,000千円へ変更
10	事業契約書(案)	13									業務の停止	第46条を修正
11	事業契約書(案)	15									納付金	第53条を修正
12	事業契約書(案)	15									プリペイドカード等の清算金	第54条を修正

青森県駐車場維持管理・運営事業募集要項等に関する質問回答一覧(募集要項)

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)			
1	募集要項	1							用語の定義	構成企業の定義は、「応募者が応募グループであり、かつ、事業者選定後に SPC を設立しない場合、共同事業体を構成する企業をいう。」と記載されていることから、複数企業で応募する場合には、SPCを設立せず共同企業体での応募が可能という理解でよろしいでしょうか。また、共同企業体で応募する場合に、契約手続き等で留意すべき点がございましたらご提示ください。	ご理解のとおりです。契約手続き等で留意すべき事項がある場合には、優先交渉権者の決定後に提示します。
2	募集要項	4	第2	1	(5)				利用料金に関する事項	青森県営駐車場条例第4条に規定する利用料金の額の範囲内においてとのことですが、一部時間帯や利用時間に応じて範囲以上に利用料金を定めることは可能でしょうか。	一部時間帯や利用時間に応じて範囲以上に利用料金の額を定めることはできませんので、要求水準書別紙9入庫時間別料金推移表を確認の上、提案書を作成してください。また、要求水準書別紙8の駐車料金表のとおり入庫可能時間により表が2種類ありますので、ご確認ください。
3	募集要項	6	第3	1	(1)				重複参加の禁止	選定事業者として選定された後、もしくは本事業開始後に、他の応募グループの構成企業に対し、当グループの構成企業又は協力企業から業務を委託する事は可能か？	事業契約締結前の構成企業又は協力企業の変更については、募集要項第3 1 (1) エのとおりです。事業契約締結後の構成企業の変更については、基本協定書(案)第5条、協力企業の変更については基本協定書(案)第6条第5項、第三者への委託については事業契約書(案)第12条、第15条及び第29条のとおりです。
4	募集要項	11	第4	2					スケジュール	現地確認を希望する場合は、随時対応頂けるか？	職員の案内はありませんが、現地確認は随時可能ですので、審査委員会事務局に日時及び現地確認の場所(設備名)の連絡をお願いします。
5	募集要項	12	第4	3	(2)				質問の受付・回答	7月1日以降、新たに質問を受け付ける予定はないか？ 検討事項が多岐に渡るため、追加質問の機会を望みます。	質問は第3回まで実施することといたしました。第2回の質問は、7月30日締切、8月5日に回答予定です。第3回のスケジュールは後日公表します。詳細はホームページでご確認ください。
6	募集要項	13	第4	3	(3)				参加資格確認	財務諸表類は損益計算書、貸借対照表、キャッシュフローと考えますが、弊社は中小企業でキャッシュフロー表は作っておりません。過去三か年の決算書には、損益計算書、貸借対照表、販売費および一般管理費、それに株主資本等変動計算書のみ出しております。また、損益計算書、貸借対照表については、試算表として毎月、その前月までのものを出しております。この毎月の試算表でキャッシュフローに変えることはできないでしょうか？	応募企業若しくは代表企業の場合は、キャッシュフロー計算書を提出してください。試算表をキャッシュフロー計算書に変えることはできません。
7	募集要項	18	第6	3	(4)				債権の担保提供	大規模修繕で資産になると思われる内容で(アスベスト対策)初年度に行いできるだけ早く減価償却を行いたい場合、借入れをする必要がありますが、駐車場を担保に入れることはできるでしょうか？	駐車場を担保に入れることはできません。
8	募集要項	20	第7	2	(1)				県営駐車場	アスベストの含有が確認され、業務着手後追加工事が発生した場合には、県の負担により工事を実施するという理解でよろしいでしょうか。	アスベスト対策工事に係る経費については、リスク分担に基づき、県が費用を負担します。
9	募集要項	23	別紙1						固定納付金	「固定納付金の納付時期については、収支計画にて納付が想定される年度の支出項目の欄に記載する。納付方法については、一括納付又は分割納付でも可」とのことですが、年度によって、納付しない年度があっても差し支えなく、定額である必要もないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	その他								実施方針(案)の質問	実施方針(案)を公表した際の質問回答で、本募集要項に特に記載の無いものは、同様に解釈しても構わないか？	ご理解のとおりです。

青森県駐車場維持管理・運営事業募集要項等に関する質問回答一覧(要求水準書)

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答	
			第1	1	(1)	1	①	ア			
1	要求水準書	6	第2	4				⑥	月報	必要事項が記載されていれば、選定事業者の書式でも構わないか	ご理解のとおりです。 ただし、県の実情に対し、様式を修正していただくことでもありますのでご注意ください。
2	要求水準書	7	第3	2	(1)				修繕内容の協議	「①大規模修繕工事項目の内容及び実施時期、実施方法について県と十分に事前協議を行うこと。」と記載がありますが、県の指示により、修繕工事項目の内容及び金額が提案時に提出した内容及び金額と差異が発生する場合、追加費用については県に負担いただく、または固定納付金の変更等も可能という理解でよろしいでしょうか。	県の指示が、県の責めに帰すべき事由による場合は、選定事業者が通常生ずべき範囲の追加費用は県が負担します。選定事業者の責めに帰すべき事由による場合は、選定事業者が負担します。不可抗力による場合は、別紙3に規定する負担割合に従います。 県の責めに帰すべき事由による場合は、固定納付金の額について協議することも可能です。
3	要求水準書	7	第3	2	(3)				大規模修繕業務	県営及び柳町駐車場の竣工図等はありませんか?	要求水準書別紙3のとおりです。
4	要求水準書	7	第3	2	(3)				大規模修繕業務	ALC版の更新等について、ALC版及び金物の更新工事となっておりますが、アスベスト対策を考慮しますと金銭的に現実的ではありません。そこでカバー工法など他の手段での提案は可能でしょうか?また、その際強度試験を事前に行うことは可能でしょうか?	提案にあたりましては、ALC版全面更新で積算してください。アスベスト対策工事に係る経費については、リスク分担に基づき、県が費用を負担します。なお、工法等については、要求水準を満たした上で選定事業者との協議に応じます。
5	要求水準書	7	第3	2	(3)				大規模修繕業務	屋上防水に関して、屋上の駐車部分が現在活用されていませんが、今後もそのままよろしいのでしょうか?屋上を活用しないのであれば、現在の状態に防水をして、立入禁止のままにするか、既存保護コンクリートと防水撤去をして活用させるか。	現在は、平日は屋上まで車が駐車してありませんが、利用促進策により屋上まで駐車するぐらい駐車台数が増加することを期待しております。屋上防水工事は、要求水準書別紙1のとおり実施してください。
6	要求水準書	7	第3	2	(3)				大規模修繕業務	空調設備機器を寒冷地用に変えたり、給湯器を温水器に変えたりすることで、ガスや灯油を使わない方法にしても良いのでしょうか	ご理解のとおりです。
7	要求水準書	7	第3	2	(3)				大規模修繕業務	衛生器具の更新に伴い配管の更新等がありますが、配管ピット等がありますか	詳細は要求水準書別紙3のとおりです。
8	要求水準書	7	第3	2	(3)				大規模修繕業務	柳町駐車場について、現在の外壁材の浮き等は見込まずにシールの打ち換えのみでよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	8	第3	2	(3)			③		コンクリートクラックは既存施設ですでに発生している箇所が多数あるとの認識です。新たに発生したコンクリートクラックについてどのように確定するのでしょうか。	新たに発生したか否かにかかわらず、大規模修繕業務及び維持管理業務において対応してください。
10	要求水準書	10	第4	1					業務内容	1.貯水槽及び汚水槽の容量 2.側溝の平米 3.空調機の定格出力及び台数 4.消火設備の配置数等	・1.貯水槽は15㎡です。(県営駐車場のみ) ・2.汚水槽容量及び側溝について、数量として把握していないため、竣工図等で確認願います。 ・3.要求水準書別紙7のとおりです。 ・4.要求水準書別紙7のとおりです。
11	要求水準書	11	第4	2	(3)			⑥	建築設備保守管理	各駐車場の自家用電気工作物保安規定とは?両駐車場の建物の電気配線図がほしい。キュービクルの容量を知りたい。	・電気事業法第42条第1項の規定に基づいて定めるものです。 ・電気配線図は要求水準書別紙3のとおりです。 ・キュービクルの容量は 県営:400kVA 柳町:600kVA です。
12	要求水準書	11	第4	2	(2)			①		「①建築物について、適切に点検及び保守を行い、劣化、破損、腐食、変形等が無い状態に保つこと。」とのことですが、既存建物が既に有していた瑕疵により生じた劣化、破損、腐食、変形の場合には、事業者の対応ではないと考えてよろしいでしょうか。事業者が適切に施設の状況を保つ基準となる状況は引き渡し時点と考えるとよろしいでしょうか。	引渡時点の状態にかかわらず、大規模修繕業務及び維持管理業務を適切に実施することにより、要求水準を満たす状態を保ってください。
13	要求水準書	14	第5	2	(2)				自動車整理等	誘導員等の配置にあたり、時間・人数等の指定はあるか? カメラ・電話等の設備を使用する事で、無人の時間がある提案は可能か?	時間・人数等の指定はありません。無人の時間がある提案は可能です。 ただし、以前県で発行していた紙の回数券等を利用者が持参した場合、事務室で駐車券に交換しなければなりません。 また、警備体制や大規模災害発生時の避難誘導等については、審査の時点で確認いたします。
14	要求水準書	14	第5	2	(2)			⑥	放置車両	適切な対応とは具体的にどのような対応か?	長期間放置車及び敷地内の放置自転車に対しては、期限を定めて所有者に撤去を依頼すること等です。
15	要求水準書	14	第5	2	(2)			⑥	放置車両	放置車両の撤去・処分等にかかる費用は県負担か?また、撤去・処分等を行い、放置車両の所有者とトラブルになった際、最終的な解決までの責任は県にあると理解して良いか?	撤去・処分等の前には県と協議し、撤去費用は事業者負担です。トラブルについては、一時的な対応は選定事業者が行いますが、土地の所有者名でなければならぬ申請等の最終的な解決までの責任は県です。
16	要求水準書	14	第5	2	(2)			⑦	営業時間	24時間営業は提案可能か?	可能です。
17	要求水準書	14	第5	2	(3)			②	安全管理	事故防止の為に設備(歩行者の保護柵、車両の転落防止柵)などの設置は可能か?	可能です。
18	要求水準書	15	第5	2	(3)			⑩	災害による被害	自然災害の発生時、適切な安全対策を講じてなお、駐車車両等に被害が生じ、施設賠償責任保険で保険金が支払われなかった場合、選定事業者が補償をする事はあるか?	本事業において、選定事業者が契約上負う義務として現時点で考えられるものは、事業契約書、要求水準書、募集要項等に定めるとおりですが、選定事業者がその他の法律上の責任を負うと判断される可能性がないことまでを保証するものではありません。
19	要求水準書	15	第5	2	(4)			⑤	定期券等の販売	電話やインターネットを介して販売する事は可能か?	可能です。
20	要求水準書	15	第5	2	(4)			⑤	定期券等の販売	期間を1ヶ月とし、自動更新のある契約とする事は可能か?	多くの県民に利用してもらおう公共施設ですので、定期券は自動更新ではなく期間を定めてください。

青森県駐車場維持管理・運営事業募集要項等に関する質問回答一覧(要求水準書)

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第1	1	(1)	1	①	ア		
21	要求水準書	15	第5	2	(4)		⑥	精算機用の釣銭	精算機の集金・駐車券用紙用の補充は、駐車場利用に支障のない範囲で、選定事業者が随時行えば良いか？	選定事業者が随時行ってください。
22	要求水準書	15	第5	2	(4)		⑦	駐車料金徴収設備の設置	県が所有又はリース契約している機器を使用する場合、売上集計やクレジットカード支払を可能にするための通信装置を設置するなど、改造して使用する事は可能か？	原則として機器そのものの改造については不可であり、プログラム修正等の改造は可能です。
23	要求水準書	15	第5	2	(4)		⑦	駐車料金徴収設備の設置	県がリース契約を締結している設備を継続使用する場合、リース料は引き続き県が支払うのか？	既存機器を継続使用する場合、名義変更を行います、その変更手数料及びリース料は選定事業者負担です。
24	要求水準書	15	第5	2	(4)		⑦	駐車料金徴収設備の設置	県がリース契約を締結している設備の一覧、契約の詳細(期間、その他の契約条件)を開示願います。(リースの名称でも、実際は県ではなく、契約先がリース契約をしている、実質レンタルに近い契約の場合もあるため、確認を希望します)	資料を希望する事業者にはメールで提供いたしますのでご連絡ください。
25	要求水準書	15	第5	2	(4)		⑦	駐車料金徴収設備の設置	選定事業者が新たな設備を設置するため、県のリース契約が中途解約となり、違約金等が発生した場合、それは県が負担するか？	新たな設備を設置することによるリース契約の中途解約に伴う違約金は、選定事業者負担です。
26	要求水準書	15	第5	2	(4)		⑦	駐車料金徴収設備の設置	選定事業者が新たな設備(精算機)を設置する場合、現金以外にクレジットカード、電子マネー、QRコード、バーコード他による決済手段で料金を徴収する事は可能か？ なお、決済手段ごとに入金タイミングが異なる事から、決済時点で収入として計上し、月報・年報に記載します。各決済事業者からの回収は選定事業者の責任で行います。	可能です。
27	要求水準書	15	第5	2	(4)		⑦	駐車料金徴収設備の設置	選定事業者が設置した設備にリース契約を締結する事は可能か？	駐車場運営の用に供するものであれば、選定事業者が設置した設備について、選定事業者がリース契約を締結する事は可能です。
28	要求水準書	16	第5	2	(5)			本事業終了時の引継業務	大規模修繕業務、維持管理業務以外で、県の許可を受けて選定事業者が設置した設備の内、保護柵等、本事業終了後も継続使用が可能なのは残置して引き継ぐ事は可能か？	協議をすることは可能ですが、県が引き継がないこととした場合は選定事業者が撤去する必要があります。
29	要求水準書	16	第5	2	(5)			本事業終了時の引継業務	選定事業者が設置した設備で、選定事業者の独自機能を有する場合、またはリース契約が承継できない場合、本事業終了時に精算機等の設備を撤去して業務を引き継ぐ事は可能か？	可能です。ただし、事業者の費用において撤去してください。
30	要求水準書	16	第6	2			②	提案事業の要求水準	レンタカー等の貸し出し場所として車室使用する事を提案する事は可能か？詳細は提案書に記載しますが、駐車場内で貸渡手続きなどの営業活動等は行わず、駐車場利用者の妨げになる事は行いません。	可能です。
31	要求水準書	17	第6	2			③	既存の自動販売機の電気料	既存の自動販売機の電気料は、その自動販売機の設置事業者の負担か？	自動販売機の設置業者の負担です。 ただし、令和3年度中は、月に1回、子メーターの数値確認と電気料の按分の計算を選定事業者に行ってもらいます。自動販売機分の電気料は自動販売機設置業者から県に納入されます。選定事業者は、電気料をいったん全額支払いますが、後日、プロフィットシェアで調整する予定です。 (実績：R元年7月～9月 3台で17,284円 R元年10月～R2年3月 3台で60,372円)
32	要求水準書(別紙1)								提供頂いたDVDの「別紙1_要求水準書」と「別紙1_大規模修繕工事項目」が同じ内容だったが、間違い無いか？	別紙1_要求水準書は不要です。申し訳ございません。
33	要求水準書(別紙1)	2						大規模修繕項目 柳町駐車場②各所漏水原因調査	「漏水原因調査」が挙げられており実施が前提と理解しておりますが、対策費用については、別途県に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	調査費用は選定事業者負担ですが、その後の対策費用は県負担です。
34	要求水準書(別紙1)	1						大規模修繕工事項目	大規模修繕の想定費用は参考であって、効率的な方法によって大幅に圧縮して施工することは可能でしょうか。あるいは最低制限価格はあるのでしょうか(例えば最低1億5千万円以上など)	前段については、想定費用は参考であり、要求水準を満たす限り、選定事業者の提案する方法で実施することは差し支えありません。 後段については、最低制限価格はありません。 なお、提案された大規模修繕費によっては大規模修繕業務の要求水準を満たすことが難しいと考えられる場合、大規模修繕費の根拠資料の提出を求め、その根拠資料も踏まえた上で、提案内容が要求水準を満たすかを基礎審査で判断する場合があります。
35	要求水準書(別紙4)	1						アスベスト調査分析結果速報	資料によると、1階ALC外壁、1階コンクリート腰壁の仕上げ塗材からアスベストが検出されておりますが、対象範囲、面積等の資料について提示いただけますでしょうか。	資料を希望する事業者にはメールで提供いたしますのでご連絡ください。○で囲んだ部分が検出部分です。

青森県駐車場維持管理・運営事業募集要項等に関する質問回答一覧(モニタリング基本計画書)

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1	1	(1)	①			
1	モニタリング基本計画書	2	第2	1	(2)		書類による確認	【大規模修繕業務責任者が作成する提出書類】のうち、⑤～⑧に該当する資料は具体的にどのような資料になりますでしょうか。ご教示ください。	提出書類⑤は要求水準書第3 2 (1) ③④に記載の資料、提出書類⑥は要求水準書第3 2 (3) ⑦に記載の資料、提出書類⑦は要求水準書第3 2 (5) ①に記載の資料を指します。 提出書類⑧の内容は、随時、県と選定事業者が協議します。
2	モニタリング基本計画書	7	第3	1	(2)		書類による確認	【維持管理・運営業務及び提案事業の統括責任者が作成する提出書類】のうち、⑦に該当する資料ですが、SPCを設立しない場合には、提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合も、提出書類⑦の提出は必要です。 ただし、本事業に係る費用および収益が分かる様な内容としてください。
3	モニタリング基本計画書	7	第3	1	(2)		書類による確認	指定の書式はあるか？必要な項目が盛り込まれていれば、選定事業者の書式で報告する事は可能か？	指定の書式はありません。 書式についてはモニタリング実施計画の策定にあわせて県と選定事業者が協議します。

青森県駐車場維持管理・運営事業募集要項等に関する質問回答一覧(事業者選定基準)

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			第1	1	(1)	①	ア			
1	事業者選定基準	5	第4	2				審査項目及び配点	性能点100点は各審査員に割り振られ合計600点になるのでしょうか？	事業者選定基準に記載のとおりです。
2	事業者選定基準別紙 審査の視点	9		7				固定納付金	【提案者の「固定納付金の最大額」が「基準額※1」を超過している場合】の分母(最高納付金提案額)とは、他社の提案額の中での最高額ということでしょうか？	分母(最高納付金提案額)とは、全応募者の提案額の中での最高額となります。 なお、事業者選定基準に書かれている「基準額」は、固定納付金を得点化するために設定した額であり、県が納付を希望する額ではありません。
3	事業者選定基準別紙 審査の視点	9						「3 施設整備に関する事項(1)施工計画①」の実績の評価について	弊社では、青森県庁舎耐震・長寿命化改修工事を実績として提出する予定ですが、別添二の第4号とみなされてしまうのでしょうか？ 青森県庁は「庁舎」ではありますが、一般の市県民など不特定多数の人々が頻繁に出入りし単なる業務施設とは言えないと思います。また、この工事は一般の人々も膨大な職員も居る中での内外装全面改修工事という非常に難易度の高い工事だったため、是非、類似建物第12号として評価していただけないでしょうか？	別添第二の第4号を類似建物に追加しますので、第4号の実績として提出してください。

青森県駐車場維持管理・運営事業募集要項等に関する質問回答一覧(様式集)

No.	資料名	頁	該当箇所				様式番号	様式名	質問内容	回答
			第1	1	(1)	ア				
1	様式集		第1	4	(3)		大規模修繕に関する設計図書	様式4-19、4-20、4-21、4-22はどこにありますか？	指定の様式はありません。 任意の様式で提出してください。	

青森県駐車場維持管理・運営事業募集要項等に関する質問回答一覧(基本協定書(案))

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答	
			第1条	1	(1)			項目名
1	別紙3					業務の委託又は請負企業一覧	事業契約書(案)第29条の委託又は請負先全てを記入するのか？	SPCが設立される場合、SPCが委託し又は請け負わせる企業を記載してください。SPCが設立されない場合は、基本協定の締結時に協議します。

青森県駐車場維持管理・運営事業募集要項等に関する質問回答一覧(事業契約書(案))

No.	資料名	頁	該当箇所				質問内容	回答
			第1条	1	(1)	ア		
1	事業契約書(案)	2	第8条の2条				SPCを組成しない場合には、連帯して責任を負うこととありますが、例えば維持管理企業は建設工事を実施することはできませんので建設工事の責任を負うことは困難と考えます。当該責任の分担や契約締結の内容については、別途ご相談させていただきたくお願いいたします。	原則として原文のとおりとします。
2	事業契約書(案)	2	第9条	2			両駐車場の構造等に関する県の責任等について「ただし、1件当たり50万円以下(消費税込)の修繕費用を除く。」とのことですが、「選定事業者が合理的に要求される努力を尽くしても、当該欠陥を発見することが不可能又は著しく困難であったと客観的に認められる場合」であるため、県の負担とすることが望ましいと考えます。	原文のとおりとします。
3	事業契約書(案)	2	第10条			許認可及び届出等	路外駐車場設置(変更)届は必要か?	駐車場法第12条の規定に基づき、青森市長に届け出が必要です。
4	事業契約書(案)	4	第16条	5			第3項の協議の結果、本契約を継続して履行するために選定事業者に追加費用が生じるときは、県は、合理的な範囲でこれを負担する。とのことであり、県と事業者で相応に分担すべきであり、「ただし、1件当たり50万円以下(消費税込)の修繕費用を除く。」の但し書は、不要と考えます。	原文のとおりとします。
5	事業契約書(案)	8	第27条	3			「契約不適合を理由とした履行の追完の請求又は損害賠償の請求(以下この条において「請求等」という。)は、当該大規模修繕の完工日から2年以内に行わなければならない。」と契約不適合期間は2年とされていますが、完工検査が適切に行われる場合、1年以内に不適合が確認されないということは考え難く、1年とすることが望ましいと考えます。	原文のとおりとします。
6	事業契約書(案)	9	第29条	3		第三者による実施	「かかる第三者が自己以外の第三者を使用する場合」とあるが、一部業務の再々委託が可能と解釈して良いか?	ご理解のとおりです。なお、原則として事前の県への届け出が必要です。
7	事業契約書(案)	9	第30条				県が所有する車両の入庫に必要な消耗品(パスカード等)も選定事業者の負担か? 県にその費用を請求する事は可能か?	県の公用車入庫口は県で警備委託をされており、今後も県が警備委託をする予定ですので、選定事業者の費用負担はありません。
8	事業契約書(案)	12	第42条			利用料金等の設定	「～条例別表に定める使用料の範囲内で設定する」とあるが、「入庫後●時間以内最大●●円」や「●時～●時まで最大●●」など、条例で定める料金を超えない範囲で一定限度額までの料金設定をすることは可能か?	可能です。
9	事業契約書(案)	12	第43条			利用料金等の改定	毎年度の協議の時期に関わらず、周辺環境や著しい経済環境の変化に応じて随時改定する事ができるか?	事業契約書のとおり、年に数回という頻度での改定は想定しておりません。まずは、提案時にあらかじめ見通しを立てて提案してください。また、毎年度の協議の時期にも、1年間の見通しを立てて協議してください。
10	事業契約書(案)	13	第46条	2		業務の停止	違約金を設ける目的は何か? 説明をお願いします。利用料収入は選定事業者に帰属するものであるため、利用料収入の減少に伴い、県に対して補填する理由にはならないと思われる。また、モニタリング違約金とは別に違約金が発生する事に違和感がある。	修正版の事業契約書(案)をご確認ください。
11	事業契約書(案)	13	第46条	2		業務の停止	「～運営業務が実施できないことが不可抗力に基づく場合には、県は、当該増加費用について選定事業者に対して何らの責任を負わないものとする」とあるが、別紙3の内容と齟齬が生じていないか? 前提条件等で何か違いがあれば説明をお願いします。	修正版の事業契約書(案)をご確認ください。
12	事業契約書(案)	14	第53条			納付金	第46条により選定事業者の責めによらない理由で運営業務の停止が命じられた時、納付金額の変更を協議する事は可能か?	可能です。
13	事業契約書(案)	14	第53条	5			SPCを設立し本事業を行っており、事業契約が途中で終了した場合の納付金は、選定事業者へ納入義務があり、SPCのスポンサー(民間事業者グループ)へ義務を遡及するものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	事業契約書(案)	14	第53条	5			SPCを設立し本事業を行っており、事業契約が途中で終了し、納付金の納入義務があり、かつ、事業契約に基づく事業を遂行するために必要な資金調達を金融機関から行っており、金融機関への債務もある場合、県と金融機関の調整についてどの様にお考えでしょうか。	現時点では、民事法上の一般原則によると考えています。
15	事業契約書(案)	20	第72条			公租公課	選定事業者が負担する固定資産税はあるか?	償却資産については、選定事業者からの申告が必要です。
16	事業契約書(案)	20	第72条			公租公課	消費税及び地方消費税の税率が変更される場合、利用料金の増額改定は可能か? それ認められず、選定事業者の税負担が増加する場合には、その負担や納付金額の変更等を協議する事は可能か?	消費税及び地方消費税の税率が変更される場合、原則として、条例を改正し、税率の変更を踏まえた利用料金の改定に関する協議を行います。